

米国における女性を支援する公共調達の実施事例

【最近の例】

- 大統領令 13157 女性が所有する小規模事業の機会拡大令（2000 年）
  - ・ 政府調達契約において、女性が所有する企業の割合を 5%に引き上げるという目標を設定。ただし、ブッシュ政権下では 3.4%にとどまった。
- 女性契約促進規則（2010 年）
  - ・ 契約額が最も低い 83 業種につき、女性が経営する零細企業との契約を進める
  - ・ 連邦政府機関に対して、その手続きをとるようにするとともに、5%に到達するように研修を実施
- 女性優先調達プログラム (Women's Procurement Program)（2011 年）
  - ・ 連邦政府は契約において 3000 億円を女性が経営する零細企業に投入（2011 年度の連邦政府契約の 5%相当）
  - ・ 同プログラムに参加する企業は、1 人またはそれ以上の女性が経営権の少なくとも 51%を持っていることが条件

- 金融改革法（2010 年）
  - ・ 金融規制当局（※）は、各機関において、マイノリティと女性のインクルージョン室（Office of Minority and Women Inclusion）を設置し、管理、雇用、業務のあらゆる領域でダイバーシティを推進
    - ※ 金融規制当局：財務省、連邦預金保険公社、連邦住宅金融局、連邦準備銀行各行、連邦準備制度理事会、全米信用組合協会、通貨監督局、証券取引委員会、消費者金融保護局
  - ・ 同室は、業務の各場面においてマイノリティと女性のインクルージョンを推進させ、彼らが所有する会社との契約締結を公正にかつ最大限押し進める基準を策定
  - ・ 契約締結にあたっては契約相手先のダイバーシティ推進への取組を考慮事項に含める。ダイバーシティ推進が十分でないと判断される場合、同室は金融規制当局長に契約の打ち切りを助言したり、連邦政府契約遵守監督局へ照会したり、その他適切な対応をとる。ダイバーシティの推進状況は、同室から議会に年次報告される。

【これまでの制度】

- 大統領令 11246 雇用機会均等令（1965 年）
  - ・ 連邦政府における平等な雇用、政府調達の契約者、下請契約者による公平な雇用、連邦助成金による建設契約における非差別規定
    - ※ 大統領令 11246 号 Section101 節に性別が差別禁止の対象として含まれていなかったため、1967 年に性別に基づく雇用差別も禁止するとして大統領令 11375 が修正令として発効

- 非建設関連業種 (service and supply)  
 対象：連邦政府と契約を締結する企業とその下請企業のうち、従業員規模が 50 人以上で契約総額が 5 万ドル以上の企業  
 内容：事業所ごとのアフターマティヴ・アクション・プログラムの書面での作成と実施を義務づけ
- 建設関連業種  
 対象：連邦政府と 1 万ドル以上の契約を締結する企業とその下請企業  
 内容：事業所においてアフターマティヴ・アクションの実施を義務づけ  
 なお、書面でプログラムを作成する義務はないものの、全国レベルの目標値として、女性の従業員比率を 6.9 %以上にすることが掲げられている。
- 同令に基づく監視機関：労働省連邦政府契約遵守プログラム室 (OFCCP ; Office of Federal Contract Compliance Programs)
- 制裁：違反者に対しては企業名の公表、契約の解約、今後の政府契約対象企業からの排除等
- 成果：従業員および管理職に占める女性の割合が 1970 年の 10.2%から 1993 年には 29.9%に上昇

○ 大統領令 11478 連邦政府における雇用機会均等令 (1969 年)

- 連邦政府における平等な雇用機会を定める大統領令 11246 の修正
- 連邦の契約者および連邦助成金による建設契約の下で事業を行う契約者が人種、皮膚の色、宗教、性、出身国に基づく雇用差別を行うことを禁止

※この資料はこれまで内閣府で行った「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」等を元に作成したもの